

提出日：令和2年4月21日

担当部・課：教育委員会体育振興課〔内線2581〕

建設部都市計画課〔内線5618〕

① 件名
セイホクパーク石巻（石巻市総合運動公園）子ども広場遊具の使用禁止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 新型コロナウイルスの感染爆発を食い止めるため、政府は16日、緊急事態宣言について、7都府県だった対象地域を全国に拡大した。 宮城県においても、令和2年4月17日に特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活の維持（屋外での運動や散歩を含む）に必要な場合を除き、外出の自粛を要請された。 セイホクパーク石巻の有料施設は、他の公共施設と同様に5月10日まで休園しているが、子ども広場やランニングコースなどについては一般開放しており、東北最大級の遊具を設置している子ども広場は、休日には市内外から多くの親子連れが来園している。</p> <p>【目的】 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、子どもたちを密集させないため、子ども広場遊具の使用を禁止し、感染の防止を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市都市公園条例第5条</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和2年3月 2日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月4日から同31日まで有料施設を臨時休園</p> <p>令和2年3月30日 臨時休園を4月12日まで延長</p> <p>令和2年4月 9日 臨時休園を5月10日まで延長</p> <p>令和2年4月10日 子ども広場に手洗い等の注意喚起看板を設置</p>
⑤ 主な内容
<p>セイホクパーク石巻（石巻市総合運動公園）子ども広場の遊具を使用禁止とし、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る。</p> <p>使用中止期間は、令和2年4月22日から5月10日までとする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 新型コロナウイルス感染防止が図られる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>使用禁止決定後、速やかに遊具設置エリアへ侵入できないように柵で囲うとともに、ホームページと周知看板等により、遊具の使用禁止について周知する。</p>
⑨ その他
<p>屋外での運動や散歩に対する配慮のため、公園への出入りに制限はしない。</p>